

**長万部町学校給食業務委託
公募型プロポーザル実施説明書**

令和 7 年 7 月

長万部町教育委員会 学校教育課

長万部町学校給食業務委託公募型プロポーザル実施説明書

この説明書は、長万部町学校給食業務の委託業者を選定するにあたり、最適かつ優秀な提案を選定するため実施するプロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

1. 業務概要

(1) 事業名

長万部町学校給食業務委託

(2) 事業場所

北海道山越郡長万部町（仕様書内に記載する学校）

(3) 事業目的

長万部町内にある小学校、中学校及び高等学校の児童生徒に適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るため、安全で安心な学校給食を提供することを目的とする。

(4) 事業内容

別添「長万部町学校給食業務委託 仕様書」のとおり

2. 委託期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

3. 担当課

長万部町教育委員会 学校教育課学校教育係

4. 予算限度額

(1) 予算限度額

①令和7年度（令和7年10月1日～令和8年3月31日）

22,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

②令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

40,500千円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

③令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）

39,600千円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

④令和10年度（令和10年4月1日～令和10年9月30日）

19,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

(2) 留意事項

予算限度額については、契約金額の限度を示すものであり、町がこの金額で契約するものではない。また、市場価格等の変動を踏まえ協議のうえ決定するものである。

5. 応募条件

(1) 応募者

- ① 応募者は、次の業務を履行する能力を有する事業者とする。
 - ア. 調理業務
 - イ. 配送及び回収業務
 - ウ. 献立表等の作成業務
 - エ. その他、業務遂行上必要な業務
- ② 応募者の代表者は、提案に必要な諸手続きを行うほか、受託候補者となった場合は、契約等に係る諸手続きを行う。

(2) 応募者の資格要件

応募者の資格要件は次の要件を満たすこととする。

- ① 北海道内に主たる事業所（本店・支店・営業所）を有すること。
- ② 応募者は、本提案募集の内容を十分に遂行できる者であること。
- ③ 応募者の代表者は、下記のいずれかに該当する者であること。
 - ア. 民間企業
 - イ. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - ウ. 消費生活協同組合法に基づき設立された生活協同組合
 - エ. 法律により直接設立された法人
- ④ 応募者は、事業運営・維持管理を円滑に行うため迅速に対応ができる者であること。
- ⑤ 長万部町入札参加資格名簿に登録されていること。登録がされていない場合は、参加表明書の提出期限までに登録できること。

(3) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者になることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 本説明書の配布日から企画提案書提出までの期間に、町が措置する指名停止の処分を受けている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始申立てをしている者
- ⑥ 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- ⑦ 納めるべき税金を滞納している者

6. 契約事業者選定の流れ

(1) 受託候補者の選定

受託候補者の選定は、参加事業者から提出される企画提案書等に基づき、町の関係職員によるプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）が行う。

(2) 日程（予定）

項 目	日 程
プロポーザル公募開始（町ＨＰ掲載）	令和７年７月22日（火）から
参加表明書の提出期限	令和７年８月５日（火）まで
質問受付期限	令和７年８月19日（火）まで
企画提案書の提出期限	令和７年８月22日（金）まで
プレゼンテーション実施（予定）	令和７年８月27日（水）
受託候補者の選定（予定）	令和７年８月27日（水）
詳細協議 ※１	令和７年８月下旬
契約事業者の選定 ※２	令和７年９月上旬

※１ 詳細協議 受託候補者は、最終提案書の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、町との間で詳細協議を進めるものとする。

※２ 契約事業者の選定 受託候補者は、町との詳細協議が整えば契約を締結し、契約事業者となる。

受託候補者との協議が整わない場合には、次点候補者と詳細協議を行い、契約事業者を選定する。なお、契約までの費用については、受託候補者又は次点候補者の負担とする。

(3) 質問

① 質問方法

電子メール及びＦＡＸで提出すること。

件名を「【質問書】（参加資格又は提案書）長万部町学校給食業務委託（企業名）」とすること。

② 提出先

長万部町教育委員会 学校教育課学校教育係

電 話：０１３７７－２－２７４８ ＦＡＸ：０１３７７－２－４８８４

E-Mail：kyoil@town.oshamambe.lg.jp

③ 質問受付期限

令和７年８月19日（火）まで

ただし、受信確認は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時30分から午後５時までとする。

④ 回答

質問者及び各提案者には、電子メール又はＦＡＸにより回答する。なお、回答書は、本説明書の追加又は修正とみなす。

7. 参加表明書及び企画提案書の提出について

(1) 参加表明書

① 提出書類

- ア. 参加表明書【様式1】
- イ. 事業者の概要【様式2】
- ウ. 類似の業務履行実績【様式3】

② 提出期限

令和7年8月5日（火）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）

(2) 企画提案書

応募者は、以下のア～ウの書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け、綴じたものを11部（正本1部、副本10部）提出すること。

① 提出書類

- ア. 企画提案書【様式4】
- イ. 業務実施方針（任意様式）
- ウ. 各種事案に対する提案（任意様式）
- エ. 業務の管理執行体制（任意様式）
- オ. 事業費積算書【様式5】

② 提出期限

令和7年8月22日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）

(3) 作成要領

- ① 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは見やすいフォントとして11ポイント以上とすること。
- ② 各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送による場合は配達確認ができるものとし、それぞれの提出期限の午後5時まで必着とする。

(5) 提出先

〒049-3592

山越郡長万部町字長万部453番地1

長万部町教育委員会 学校教育課学校教育係

電 話：01377-2-2748 FAX：01377-2-4884

(6) 参加を辞退する場合

応募者が「長万部町学校給食業務委託」公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和7年8月22日（金）までに辞退届（任意様式）を提出すること。

8. 参加資格審査と結果通知

参加表明書受付後、参加資格の有無及び提出書類の審査を行い、その結果を令和7年8月12日（火）までに応募者に通知する。なお、参加資格が有ると確認された者には、結果通知に合わせて企画提案書の提出を依頼する。

9. 受託者の決定方法

(1) 審査について

審査については、提出された企画提案書等をもとに審査会にて総合的に評価し、受託候補者及び次点候補者を選定する。

(2) 評価基準

評価は、企画提案書等の内容、プレゼンテーションの内容、質疑の内容等を元に判断し、以下の項目に基づき採点を行うものとする。

評価項目		評価事項	配点
業務遂行能力	①財務状況	安定した業務を継続できるか	10
	②業務実績	類似の業務実績があるか	5
業務実施体制	①業務実施体制	管理体制、従業員体制、責任体制	20
	②流通体制	仕入れから調理等の体制	5
	③配送・回収体制	給食の配送と回収体制	10
業務取組方針	①業務に対する理解度	本業務に対する理解度	10
	②適切な業務提供方法	給食の提供方法や栄養バランス等	10
	③安全管理・食品管理体制	安心安全な給食の提供	10
	④各種事案に対する提案	・アレルギー対策に対する提案 ・地元食材への対応やメニュー改善等に対する提案 ・災害等により給食提供が出来ない場合に関する提案 ・長万部町が所有している備品及び消耗品の活用方法についての提案	10
提案見積額	①提案見積金額	提案された見積金額が予算限度額以内であることと妥当性	10
合 計			100

(3) 書類審査は、参加表明書及び企画提案書を用いて審査を行う。

(4) プレゼンテーションの実施

① 審査会において、企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。

- ② プレゼンテーションの日程は、令和7年8月27日（水）を予定とし、時間及び場所については、提案者への電子メール等で通知する。
 - ③ プレゼンテーションの方法は、審査会委員に対して提案説明（30分以内）、審査会委員から提案者への質疑と応答（20分程度）を提案者ごとに行う。
 - ④ プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に連絡をすること。
 - ⑤ 参加申込が1件の場合等、プレゼンテーションの実施を必要としないと認めたときは、プレゼンテーションは行わず、提案者の書類審査によることができることとする。
- (5) 選考結果
- 選考結果については、選考後速やかに応募者全員に直接文書で通知する。
- 電話や口頭、FAX、電子メール等による問い合わせには応じない。なお、応募者が1者の場合、書類選考のみで受託候補者を決定する場合がある。

10. 契約の締結

契約は、「長万部町学校給食業務委託」について、受託候補者と随意契約により契約締結するものとし、契約等に関する事務手続きは、町の条例及び規則等の定めるところによるものとする。

受託候補者の提出した企画提案書等に基づき、仕様及び予定価格を設定し、改めて見積書の提出を依頼するものとする。

11. 留意事項

(1) 応募に関する留意事項

① 費用負担

応募に関する全ての書類作成及び本応募に関する一切の費用については、応募者の負担とする。

② 提出書類の取り扱い

町の指示によらない提出書類の変更、差し替え、再提出、返却には応じないものとする。

ア. 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。

イ. 町は、参加事業者に無断で「長万部町学校給食業務委託」以外の目的で提出書類を使用し、情報を漏らすことはない。ただし、長万部町情報公開条例により、第三者から情報公開の請求があった場合は、提出された書類を公開する場合がある。

③ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案、意匠権、商標登録等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護された第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

- ④ 町からの提供書類の取り扱い
町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- ⑤ 応募者の複数提案の禁止
応募者は、1つの提案しか行うことはできない。
- ⑥ 提出期限の問い合わせには応じない。
- ⑦ 郵便、電子メール等の通信事故については、町は一切の責任を負わない。

(2) 審査、選定に関する留意事項

- ① 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。また、場合によっては指名停止処分とする。
 - ア. 虚偽の記載や不正が認められた場合や、重要な事実について記載しなかった場合
 - イ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ウ. 本説明書に違反すると認められた場合
 - エ. 不正な手段を用いて本事業を誹謗し又は事業の公正な進行を妨げた場合
 - オ. 「長万部町学校給食業務委託」の見積金額が提案上限を超えている場合
- ② 企画提案書等が本説明書に示された条件に適合しないと判断される場合は、無効となることがある。
- ③ 必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- ④ 審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。